

### Ⅲ 資金不足比率

35市町村、5一部事務組合（企業団）の152会計のうち、資金不足額があったのは3会計であった。このうち、資金不足比率が経営健全化基準を上回った会計はない。資金不足額があった3会計の資金不足比率は以下のとおりである。

（単位：千円、％）

団体の名称	特別会計の名称	資金不足額	資金不足比率	標準財政規模比	備考
仙台市	自動車運送事業会計	634,971	9.4	0.2	法適用企業
登米市	病院事業会計	752,786	12.7	2.7	法適用企業
みやぎ県南中核病院企業団	病院事業会計	659,071	8.4	—	法適用企業

### Ⅳ 用語説明

#### (1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

#### (2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

#### (3) 一般会計等

財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、決算統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、決算統計で用いるいわゆる「想定企業会計」のように、一の会計を区分することはしない。

#### (4) 実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼ぶ。

#### (5) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準収入額等に普通交付税額等を加算した額である。

#### (6) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7) 資金不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、地方公営企業法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(8) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額<sup>\*</sup>に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

平成19年度算定（平成18年度決算）では、準元利償還金として「一時借入金の利子」が追加されたほか、平成20年度算定（平成19年度決算）では、公債費充当一般財源の算出において、「都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税」が充当可能な特定財源として追加されている。

(9) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額<sup>\*</sup>に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(10) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(11) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(12) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(13) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

※標準財政規模を基本とした額：標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額